

社会労働委員会議録第二十七号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事 中川 俊思君 理事 松岡 松平君

理事 大橋 武夫君 理事 山下 春江君

理事 山花 秀雄君 理事 吉川 兼光君

理事 植村 武一君 理事 白井 莊一君

理事 龜山 孝一君 理事 小島 徹三君

理事 床次 徳二君 理事 山本 利壽君

理事 横井 六郎君 理事 越智 茂君

理事 加藤 鐵五郎君 理事 中山 マサ君

理事 野澤 清人君 理事 八田 貞義君

理事 岡本 隆一君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君 理事 受田 新吉君

理事 山口シヅエ君 理事 山下 榮二君

理事 中原 健次君

出席國務大臣

厚生大臣 川崎 秀二君

委員外の出席者

議員 木崎 茂男君

議員 永山 忠則君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 濱口金一郎君

専門員 山本 正世君

六月二十三日

委員多賀谷眞稔君及び中村英男君辭任につき、その補欠として加藤清二君及び八木一男君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事吉川兼光君委員辭任につき、その補欠として岡田君が理事に当選し

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

た。

本日の會議に付した案件

理事の互選

小委員及び小委員長の選任

連合審査會開會申入れに関する件

小委員及び小委員長の補欠選任

健康保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇二号)

健康保險法等の一部を改正する法律案

(岡田一君外十一名提出、衆法第五号)

厚生年金保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇四号)

船員保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇五号)

日雇労働者健康保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇三三号)

日雇労働者健康保險法の一部を改正する法律案

(八木一男君外十四名提出、衆法第一七号)

国民健康保險法の一部を改正する法律案

(山下春江君外五十四名提出、衆法第一五号)

国民健康保險法の一部を改正する法律案

(木崎茂男君提出、衆法第一六号)

理容師美容師法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三二二号)

齒科衛生士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)(予)

齒科技工法案(内閣提出第一三五号)(予)

〇中村委員長

これより會議を開きます

〇中村委員長

〇中村委員長

〇中村委員長

〇中村委員長

〇中村委員長

〇中村委員長

〇中村委員長

〇中村委員長

す。

まず理事の補欠選舉を行います。去る二十一日理事吉川兼光君が一たん委員を辭任せられたのに伴い理事に欠員を生じましたので、その補欠選舉を行いたいと存じますが、再び委員に選任されました吉川兼光君を理事に指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中村委員長

御異議なしと認め、そのように決しました。

〇中村委員長

次に、小委員及び小委員長の補欠選舉を行います。去る二十一日小島徹三君及び吉川兼光君が一たん委員を辭任せられたのに伴い特需關係労働対策小委員及び小委員長に欠員を生じましたので、その補欠選舉を行いたいと存じますが、これは委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中村委員長

御異議なしと認めて、小委員には小島徹三君及び吉川兼光君を、小委員長には小島徹三君を指名いたします。

〇中村委員長

次に、小委員會設置の件につきましてお諮り申し上げます。先ほどの理事會におきまして、財団法人の医療機關における経営状態を小委員會を設けて調査すべきであるとの結論を得ましたので、八名よりなる法人立療養所の経営状況調査に関する小委員會を設置するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中村委員長

御異議なしと認めて、小委員會を設置するに御異議ありませんか。

〇中村委員長

次に、山下春江君外五十四名提出、国民健康保險法の一部を改正する法律案を議題となし、審査に入ります。

まず提案者より趣旨の説明を聴取することといたします。永山忠則君。

国民健康保險法の一部を改正する法律案

国民健康保險法の一部を改正する法律案

国民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第一号ニ掲グル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ、第二号及第三号ニ掲グル費用ニ付テハ当該各号ニ定ムル割合ヲ以テ保險者ニ對シ補助

スルモノトス

一 療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用

二 保健婦ニ要スル費用三分ノ一

三 国民健康保險ノ事務ノ執行ニ要スル費用

十分ノ十

前項第一号ノ規定ニ依リ補助金ノ總額ハ当該年度ニ於ケル各保險者ノ療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用ノ總額ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ下ラザルモノトス

第一項各号ニ掲グル費用ヲ除クノ外 国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範圍内ニ於テ国民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国民健康保險ニ要スル費用ニ充テシムル為ニ予算ノ範圍内ニ於テ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

都道府県市町村ハ国民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付シ又ハ国民健康保險ニ要スル費用ニ充テシムル為ニ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前昭和三十年四月一日以後において改正前の国民健康保險法第四十七条第一項の規定により補助し、又は補助すべきこととなつた補助金は、改正後の

同法第四十七条第一項から第三項までの規定に基づく補助金とみなす。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 国民健康保険における療養の給付及び療養費の支給、保健婦並びに事務の執行に要する経費

○永山忠則君 提案者を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

ただいま上程されました国民健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては御説明申し上げます。社会保険制度確立の当面の最大の要点は、社会保険制度審議会の勧告にもあるごとく、国民健康保険制度を年次計画により強制的に設立し、全国市町村に国民健康保険を全面実施せしめ、健康保険の伸張整備と相俟つて、医療制度の合理化再編成をはかり、医療内容の向上と保険財政の確立を期することにあるのでありますが、現段階といしましては、この方面に推進する前提として国民健康保険法第四十七条の改正を試みんとするものであります。国民健康保険は、市町村の区域を単位とする医療社会保険でございまして、職域を単位とする健康保険と相並んで、医療社会保険制度の両輪をなしているものであることは御承知の通りでございますが、現在全国市町村の約六割を占める四千六百の市町村がこれを

行なっており、その被保険者数は二千六百万人を越えている現状でございます。

しかしながら、本事業も、一時は全国市町村のほとんど全部、約一万三百五十の市町村に普及したにもかかわらず、終戦後の社会的経済混乱のため、保険財政破綻を来した事業を休止する保険者が続出したし、約四千の市町村において行われるにすぎないというような、まさに制度崩壊の危機に直面したのでございます。

そのために昭和二十三年には、従来の組合により行う建前を改め、市町村公営を原則とすることとして制度の根本的改革をはかり、さらに昭和二十六年には保険税を創設して保険財政の確立をはかる方法を講ずる等の措置がなされたのでございますが、依然大部分の保険者におきましては、医療費の急激な増高等のため、事業を休止するものも断たず、事業を存続するものにおいても、保険給付の内容を制限いたし、辛じて休廃止を免れているものが非常に多かったものでございます。

そのような国民健康保険の現状に對し、昭和二十八年に於いて、初めて療養給付費に對する二割の国庫補助が実現いたし、助成交付金として約四十億八千万円が交付され、昭和二十九年におきましても同様二割の療養給付費補助として約四十七億二千万円が交付されまして、ようやく保険財政の破綻を回避することができ、逐次事業内容を改善向上する保険者も見受けられるようになるとともに、この補助金の現により初めて事業を開始する保険者が増加しつつあるようになったことは、本事業の持つ社会的重要性にかん

がみまことに喜ばしいことでございまして、ところが、反面、この療養給付費補助金は、交付するといなどは国の任意であるとともに、その補助率も、従来予算上の措置として実現されているにすぎないものであるため、財政事情によりあるいは補助率の引き下げ等のはなされ得ることはもちろん、場合によっては全額削減されることすらあり得るわけでございます。このことが全

国保険者及び事業開始を志す市町村に對して、きわめて大きな不安動搖を与えていたことは疑いのないところでございまして。

そのことは、国民健康保険の事務の執行に要する費用、保健婦を設置するに要する費用につきましても、それぞれの全額及び三分の一の額を補助することになっておるにもかかわらず、同様の事情にあるわけでございます。

以上のような事情を考えますとき、そもそも国民健康保険は、市町村の責任にのみこれをゆだねるべきものではなく、国、都道府県及び市町村がともに責任を担うべき性格の事業であることとを思えば、これらの国庫補助金は、当然国が市町村に對する責務として支出すべき性格のものなることは申すに及ばず、かつまた補助率も法律上明定されておるべきものでございまして、そのような建前を早急に実現すること、が、名実ともに福祉国家たるべき喫緊の前提なることを確信いたすものでございまして。

次に、この法律案の内容について概略を申し上げます。保険者に對する国庫補助金のうち、療養の給付、保健婦並びに事務の執行に要するそれぞれの費用に對して交付する補助金につきましては、国の義務的支出といは、毎年総額の二割を下らざるを得ないこととしたしております。保健婦に要する費用及び事務の執行に要する費用に對する国庫補助金の各保険者に對する補助率は、それぞれ三分の一及び全額である旨を法律に明文化することとしたし、交付要件及び具体的な交付方法につきましては政令にゆだねることとしたしております。

以上のほか、国庫は政令の定めるところにより、予算の範囲内におきまして補助金交付し、または貸付金を貸し付けることができるものといたしていただくのであります。さらに現行法におきまして、都道府県及び市町村は国民健康保険に要する費用について補助金を交付することができるとなっており、これを、貸付金の貸付をも行うことができるものといたしてあります。

この法律案を提出する理由並びにその内容の概略は以上の通りでございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第でございます。

○中村委員長 以上で説明は終了いたしました。

○中村委員長 次に、木崎茂男君提出の国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。木崎茂男君。

- 国民健康保険法の一部を改正する法律
- 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
- 第四十七條を次のように改める。
- 第四十七條 国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第一号ニ掲グル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ、第二号及第三号ニ掲グル費用ニ付テハ当該各号ニ定ムル割合ヲ以テ保険者ニ對シ補助スルモノトス
- 一 療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用
- 二 保健婦ニ要スル費用
- 三 国民健康保険ノ事務ノ執行ニ要スル費用
- 十分ノ十前項第一号ノ規定ニ依リ補助金ノ総額ハ当該年度ニ於ケル各保険者ノ療養ノ給付及療養費ノ支給ニ要スル費用ノ総額ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ下ラザルモノトス
- 第一項各号ニ掲グル費用ヲ除クノ外国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ国民健康保険ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得
- 国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムルヲ為スコトヲ得
- 都道府県及市町村ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ對シ補助金を交付シ又ハ国民健康保険ニ要スル費用ニ充テシムルヲ為シ貸付金ノ貸付ヲ為スコトヲ得
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和三十一年四月

- 一 二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されていることによつて第九條第一項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料のうち、第一級の保険料が二十八日分以上であるとき。
二 六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が納付されていることによつて第九條第一項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料のうち、第一級の保険料が六十日分以上であるとき。
3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して三十日間をもつて限度とする。
(埋葬料)
第十六條の三 被保険者が死亡したときは、被扶養者であつて埋葬を行ふ者に対し、埋葬料として四千元を支給する。
2 被保険者が死亡した場合において、前項の規定によつて埋葬料の支給を受けるべき者がなく、ときは、埋葬を行つた者に対し、埋葬料として、四千元の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。
3 第九條第一項の規定は、被保険者が死亡の際療養の給付を受けていた場合における前二項の埋葬料の支給については適用しない。
(分べん費)
第十六條の四 被保険者が分べんしたときは、分べん費として二千元を支給する。
- (出産手当金)
第十六條の五 前条の場合において、被保険者が分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。
2 前項の出産手当金の額については、第十六條の二第二項本文の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「二箇月間」とあるのは、「四箇月間」と読み替へるものとする。
(は育手当金)
第十六條の六 被保険者が分べんした場合において、その出生児をば育したときは、は育手当金として、分べんの日から起算して引き続き六箇月間は育している期間一箇月につき二百円を支給する。ただし、その期間が一箇月に満たないときは、これを一箇月とする。
(出産手当金と傷病手当金との競合)
第十六條の七 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。
(準用規定)
第十六條の八 健康保険法第五十八條及び第五十九條の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。
第十七條第五項中「前条」を「第十六條」に、「前条第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条の次の四條を加へる。
(家族埋葬料)
第十七條の二 被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千元を支給する。
- (配偶者分べん費)
第十七條の三 被扶養者である配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として二千元を支給する。
(配偶者は育手当金)
第十七條の四 被扶養者である配偶者が分べんした場合において、その出生児をば育したときは、被保険者に対し、配偶者は育手当金を支給する。
2 前項の配偶者は育手当金の支給に關しては、第十六條の六の規定を準用する。
(受給方法)
第十七條の五 療養費、傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくはは育手当金又は家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費若しくは配偶者は育手当金の支給を受けようとする者は、厚生省令の定めるところにより、受給要件をそなへることを証明できる被保険者手帳又は受給資格証明書添えて、申請しなければならぬ。
第十八條を次のように改める。
(他の社会保険による給付等との調整)
第十八條 療養の給付又は傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくはは育手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)又は市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定によつてこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わぬ。
2 療養の給付又は埋葬料、分べん費若しくはは育手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者は育手当金の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わぬ。
3 家族療養費、家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者は育手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、これらに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付若しくは埋葬料、分べん費若しくはは育手当金の支給に相当する給付を受けることができるときは、行わぬ。
4 療養の給付又は傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくはは育手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は分べんにつき、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の規定によつて、これらに相当する給付があつたときは、その限度において、行わぬ。
5 療養の給付又は家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷につき、他の法律の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつたときは、その限度において、行わぬ。
第二十一條第一項中「左の各号の一に該当する場合」に「の下に」疾病、負傷又は分べんに関し、を加へる。
第二十五條を次のように改める。
(損害賠償請求權)
第二十五條 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求權を取得する。
2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その額の限度で、保険給付を行う責を負はれる。
第二十五條の次に次の一條を加へる。
(不正利得の徴収)
第二十五條の二 詐欺その他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。
2 前項の場合において、事業主が不正に被保険者手帳に健康保険印紙をちよ付し、若しくはこれに消印し、又は保険証が保険者の記載出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、その事業主又は保険医に對

し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

第二十八條を次のように改める。

(国庫の負担)

第二十八條 国庫は、保険給付に要する費用の百分の五十を負担する。

2 国庫は、前項の費用のほか、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第三十七條の見出しを「(国庫徴収法の準用)」に改め、同条中「徴収金に課する書類の送達については、」を「徴収金に課しては、」に、「第四條ノ九」を「第四條ノ二から第四條ノ五まで、第四條ノ九」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 認可による被保険者に関する特例

例

(認可による被保険者)

第三十七條の二 第六條に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、次の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保険者とし、その特例については、この章の定めるところによる。

一 労働組合の組合員であること。

二 その所属する労働組合の組合員全部が被保険者となることについて厚生大臣の認可を受けたこと。

2 前項に規定する日雇労働者をもつて組織する労働組合は、所属組合員の二分の一以上の者が希望するときは、同項第二号の厚生大臣の認可の申請をしなければならない。

3 厚生大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、第一項第二号の認可を取り消すことができる。

一 組合員が四人以下となつたとき。

二 組合員の二分の一以上の者が希望するとき。

三 第一項第二号の厚生大臣の認可を受けた組合(以下「認可組合」という。)が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。

4 前三項に規定するもののほか、第一項第二号の認可及びその取消に關し必要な事項は、政令で定める。

(保険料の負担)

第三十七條の三 認可組合の組合員である被保険者に係る日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該被保険者の負担とする。

(保険料の納付義務及び納付の方法)

第三十七條の四 認可組合は、その組合員である被保険者が使用される日ごとに当該被保険者が負担すべき保険料を、当該被保険者に代つて納付しなければならない。

(被保険者の償還義務)

第三十七條の五 認可組合が前条の規定によりその組合員である被保険者に代つて保険料を納付したときは、当該被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該認可組合に償還しなければならない。

(適用規定)

第三十七條の六 第八條第一項、第二十五條の二第二項、第三十一條第二項から第四項まで、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項、第四十四條並びに第四十七條第一項の規定の適用については、それぞれ、次の各号のとおり読み替へるものとする。

一 第八條第一項中「第六條の規定によつて被保険者となつたとき」とあるのは、「被保険者となつたときは」と読み替へる。

二 第二十五條の二第二項中「事業主」とあるのは、「認可組合」と読み替へる。

三 第三十一條第二項中「前項」とあるのは、「第三十七條の四」と、第三十一條第三項中「第六條各号に掲げる事業所に使用される日ごとに」とあるのは、「使用される日ごと」と、「事業主」とあるのは、「認可組合」と、第三十一條第四項中「事業主は、被保険者を使用する日ごとに」とあるのは、「認可組合は、被保険者が使用される日ごとに」と読み替へる。

四 第三十二條中「事業主は、その事業所ごとに」とあるのは、「認可組合は、」と、「被保険者を使用する」とあるのは、「被保険者が使用される」と読み替へる。

五 第三十三條第一項及び第二項中「事業主」とあるのは、「認可組合」と、「第三十一條」とあるのは、「第三十七條の四」と読み替へる。

六 第四十四條中「被保険者を使用する事業主」とあるのは、「認可組合」と読み替へる。

七 第四十七條第一項中「被保険者を使用する事業所」とあるのは、「認可組合」と、「事業所」とあるのは、「認可組合の事務所」と、「事業主、被保険者」とあるのは、「被保険者」と読み替へる。

2 同一人が、一日において、第六條の規定による被保険者として同条に規定する事業所に使用され、及び認可組合の組合員である被保険者として使用された場合における第三十一條及び第三十七條の四の規定の適用については、認可組合を、その組合員である被保険者を使用する事業主とみなす。

3 第十六條の八中健康保険法第五十九條に係る部分の規定は、認可組合の組合員である被保険者に係る日雇労働者健康保険については適用しない。

第五十一條中「第三十一條第一項」の下に「若しくは第三十七條の四」を加える。

第五十六條に次の二項を加える。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人、その他の従業者が、その団体の業務に關し、第五十一條又は第五十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に對して、各本條の罰金刑を科する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

訴訟行為に關する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一號)の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行の日前に六箇月を経過したものに關する保険給付の支給については、第十四條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

3 健康保険法(大正十一年法律第七十號)の一部を次のように改正する。

第五十九條ノ三を削り、第五十九條ノ四を第五十九條ノ三とし、第五十九條ノ五を第五十九條ノ四とし、同條の次に次の一條を加える。

第五十九條ノ五 家族療養費、家族埋葬料、配偶者分擔費又は前條第二項ノ哺育手當金ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七號)ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ埋葬料、分擔費若ハ哺育手當金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

(船員保険法の一部改正)

4 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節療養ノ給付及傷病手当金(第二十八條—第三十一條ノ三)」を「第二節療養ノ給付及傷病手当金(第二十八條—第三十一條ノ二)」に改める。

第三十一條ノ三を削る。

第五十六條ノ四の次に次の一條を加える。

第五十六條ノ五 家族療養費、配偶者分給費、第三十三條第二項ノ育児手当金又ハ家族葬料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ分娩費、哺育手当金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

(國家公務員共済組合法の一部改正)

5 國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十四條ノ二を削る。

第三章第二節中第三十八條の次に次の一條を加える。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)

第三十八條の二 家族療養費、配偶者分給費、組合員の被扶養者である配偶者の分給に係るは育手当金又は家族埋葬料は、同一の疾病、負傷、分給又は死亡に關シ、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により療養の給付又は分給費、は育手当金若しくは埋葬料の支給があつたと

きは、その限度において、支給しない。

6 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 保健給付(第三十條—第四十條)」を「第二節 保健給付(第三十條—第四十條の二)」に改める。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第三章第二節中第四十條の次に次の一條を加える。

(日雇労働者健康保険法による給付との調整)

第四十條の二 家族療養費、配偶者分給費、組合員の被扶養者である配偶者の分給に係るは育手当金又は家族埋葬料は、同一の疾病、負傷、分給又は死亡に關シ、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により療養の給付又は分給費、は育手当金若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

○八木一男君 ただいま御提出申し上げました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容を説明させていただきます。

日雇労働者健康保険法案は、御承知の通り昭和二十八年に可決になりました。二十九三年三月十五日から施行になった法律でございます。非常に経済的に乏しい状態でございます日雇労働者の人々に、健康保険の恩恵を均等に

したものでございまして、この意味におきまして非常に法律でございます。

しかしながら、この二十八年に通りました法律は、その法律を審議する前に社会保険制度審議会におきまして答申がございまして、その給付内容が非常に貧弱でございまして、健康保険の内容と比べてと天地雲泥の相違でございまして、ほんとうに乏しい人々のために国庫負担を増大してその給付内容を高めなければならぬという状態のものであつたわけでございまして、その後、その状態のために改正がございまして、療養給付の期間を三カ月から六カ月に延長し、また実質上一割の保険給付に対する国庫負担の実現を見

たわけでございまして、現在の状態においてもお非常に不十分な状態にあるわけでございまして、

それで、本年政府から私どもの提出いたしました法律と同案の法律を幾分改善しようという内容の法律を御提案になったわけでございまして、この法律につきましても、社会保険審議会並びに社会保険制度審議会におきましても、一歩前進であることは認めるけれども、内容はその理想とするところにはるかに遠いということが言われていくわけでございまして、その状態にかんがみまして、私も社会党西派におきましては、日雇労働者健康保険法のほんとうに目的とするところにかんがみまして、内容のほかに豊かな同案を本日提出させていただいたわけでございまして、

その現行法並びに政府提出の同案並びに本案につきまして給付の内容を御説明をさせていただきますと存じました。先ほど配付をしていただきました対照表をどうかごらんいただきまして、それによつて説明させていただきます。この印刷物にございまして、この三案の違いは十二項目ございまして、まず第一に違いは、現行法におきましては、療養の給付並びに家族療養費の支給期間が六カ月でございまして、政府案は一カ年にこれを延長しようという案でございまして、本案はこれを二カ年に延長する案でございまして、その内容において非常に違うのでございまして、

第二の歯科補綴現行法では、歯科の治療はできても補綴はできないことになつておりますが、政府案においては今後の改正案でこれをできるようにいたそうとし、本案も同様でございまして、第三から第六までの、すなわち埋葬料、家族埋葬料、分給費、配偶者、配偶者分給費、この四項目は、現行法においては支給がないのでございまして、政府案におきましては、おのおの四千円、三千円、二千円、千円の支給をしようとするのでございまして、本案も、それと同様でございまして、これは御承知の通り保険給付中の現金給付のうちで、一時的に支出する部分でございまして、

ところが、御承知の通り第七から第十までにございまして出産手当金、保育手当金、配偶者保育手当金並びに傷病手当金は、何回も支給するものでございまして、非常に膨大な資金を要するものでございまして、現行法には、もち

ろんこの支給がないのでございまして、政府提出の同案におきましても、この四点について何ら支給しようという内容を持っておりないわけでございます。本案におきましては、出産手当金において産前産後の八十四日分、一級の保険料を納めます者については百四十円、二級の保険料を納めます者については九十円の毎日の支給をしようとするものでございまして、保育手当金、配偶者保育手当金は一カ月二百円を六カ月間支給しようとするものでございまして、傷病手当金は、本案におきまして一級百四十円、二級九十円を三十日分支給しようという内容でございまして、この点が政府提出案並びに現行法と本案との違いの大きな点でございまして、

御承知の通り、この被保険者になる日雇労働者の人々は日給取りでございまして、一回病気で休みますと、直ちに収入が全然なくなるわけでございまして、一般の健康保険におきまして、病気になるまで健康保険の給付を受けましても、それに対する月給がなくなるのでございまして、この点の非常な苦痛というものは比較的小さいのでございまして、日雇労働者の場合には、実に致命的なことございまして、この傷病手当金がないために、保険給付を受ける権利がありながらもそれを受けないで、からだに無理をして仕事に出なければならぬという窮状にあるわけでございまして、その意味におきまして、傷病手当金を支給する法をほんとうに実際に役に立つものにするかどうかの境目であらうかとわれ

われは考えておるわけでございます。次に第十一項目の受給要件でございますが、現行法並びに政府案によりまして、二月に二十八日の保険料を納入した場合には、保険の給付を受けることができるようになっておるわけでございます。御承知の通り、これの厚生省で調べました統計によりますと、この要件によりまして、保険料を納めて、保険事故が起った人、すなわち保険でいえる見てももらったり、給付を受けた人の中で、八六・六％しか保険給付が受けられない現状にあるわけでございます。とうもはおさず、裏を返しますと、二月に二十八日の要件を満たさないで、二十五日分、二十六日分、二十七日分を納めながら、乏しい中から保険料を納めながら、病気になるたときには見てももらえないというふうな非常に不都合なことが起っているわけでございます。このようなことを改めるために二つの要件を定めまして、そのいずれか一方の要件に該当いたしました場合に保険給付を受けられることにいたしますのが、最も妥当であろうかと考えているわけでございます。特に長い期間保険料を納めております非常に善意の者は逆選択のおそれがないので、普通の要件よりもこの要件を下げて適用を許すことが妥当であろうかと考えるわけでございます。その意味におきまして、本案におきましては二月に二十八日並びに六月に六十日のこの二つの要件のいずれか一方を満たすことによりまして、保険給付を受けられるというふうに改正をいたしましたのでございます。

したときにおきまして、併発をいたしましたときに、たとえば大腸カタルによつて病気になる保険給付を受ける、それで休んで保険料を納入できない場合に、たとえ七十日目に中耳炎を起しましたときには、保険料の納付がなされたに、この中耳炎については保険給付が受けられないので、生活保護法の医療扶助の申請を行わなければならぬというふうな非常に不都合なことが起っているわけでございますが、これは六月のこの要件を設けることによりまして、そのような併発の場合の不都合はなくなるものと私も言っているわけでございます。なお、十二の適用範囲の拡大の例でございますが、現行法におきましては、安定所に働いている自由労働者の諸君、あるいはまた土木労働者の相当部分が、この日雇労働者健康保険法の適用を受けているのでございまして、土木労働者の一部分、また山稼ぎの人々、あるいはつき添婦、そういう人々は、同じような条件でありながら、さらに保険を必要とするような条件にあらぬが、この保険の適用が受けられないのでございまして、御承知の通り、その理由は、常雇五人以上の事業所に雇われている日雇労働者でなければ保険の適用が受けられないという条件があるためでございます。この問題を根本的に改革することにつきましては、保険の体系上あらためて考慮すること必要とする存じますけれども、この問題につき、特にその問題を解決するために、認可による被保険者に関する特例を設けまして、労働組合を結成して、その労働組合が保険料の納入その他の事務取扱いをいたすようにいた

しまして、そのものに対して厚生大臣の認可があった場合にこの保険の適用を受けるということにいたしますれば、逆選択のおそれなしに保険の必要を感じている人々にこの保険の恩恵を及ぼることができると考えておるものでございます。第十三に、国庫負担でございますが、このように内容をよくいたします関係上、国庫負担率を相当増大いたしませんことには、会計が合わないわけでございます。現在この対象になります人々の収入状態から考えまして、保険料の値上げは非常に困難であります。現状からかんがみますときに、国庫負担を五割に増大いたしまして、この保険をよくすることが妥当であろうかと考えるわけでございます。国庫負担の五割につきましては、他の保険とのつり合い、非常に多過ぎるというふうな御印象もあるかと考えるわけでございますが、この保険の被保険者に当る人は、この保険の内容がよくならない場合、また適用を受けない場合には、生活保護の医療扶助によつて、病気のときにはその申請をする人が大部分でございまして、その場合全額公的負担になりますことを考えましたならば、五割の国庫負担もあながち行き過ぎではないかと、非常に妥当であろうかと考えるものでございます。その他の改正点につきましては政府案の改正案と同じでございます。手続上の問題でございます。ただ被扶養者の範囲を三親等の肉親を入れました点が実質上の改正でございます。あとは手続上の問題で政府案と全く同じでございます。以上、内容を申し上げたわけでござ

います。これを実施するために、年間十八億の国庫負担の金額が要るわけでございまして、本年度におきましては四分の三年に当りますので十三億五千万円の国庫支出を必要とするものでございます。以上で、このような内容の大半の説明を終つたわけでございますが、委員各位には、この日雇労働者健康保険法の創設に当り、また今回の改正案に対しまして、社会保険審議会並びに社会保障制度審議会が、その内容の保険給付を、健康保険の内容の程度まで至急に高める必要がある、また要件を緩和して、保険料を納めながら保険給付を受けられないような条件をなくす必要がある、そしてまた適用を受ける人をふやすために、適用の範囲を拡大する必要がある、また国庫負担を明らかに多額のものに明記する必要があるという答申をいたしております点をお考えのうちにに入れていただきまして、本案に対しまして慎重御審議をいただきます。すみやかに御可決下さい。以上で説明を終ることにいたします。○中村委員長 以上で説明を終わりました。○中村委員長 次に理容師美容師法の一部を改正する法律案、歯科衛生士法の一部を改正する法律案及び歯科技工法案、以上三案を一括して議題とし、審査に入ります。まず川崎厚生大臣より趣旨の説明を聴取いたします。川崎厚生大臣

理容師美容師法の一部を改正する法律案 理容師美容師法の一部を改正する法律 理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。 第十一条第一項中「位置、設備等を開設の日十五日前までに」を「位置、構造設備、従業者の数をあらかじめ」に改め、後段を削り、同条第二項中「その理容所又は美容所を廃止したとき」を「前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はその理容所若しくは美容所を廃止したとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。 第十一条の二 前条第一項の届出をした理容所は美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が次条の措置を講ずるに適合する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。 第十四条中「違反したとき」の下に「又は理容師若しくは美容師以外の者若しくは第十条の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所若しくは美容所において理容若しくは美容の業を行はせるとき」を加え、同条に次の一項を加える。 当該理容所又は美容所において業を行う理容師又は美容師が第八条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所又は美容所の開設者が、理容師又は美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。

（条）

第五章 歯科技工所（第二十一条―第二十六条）

第六章 罰則（第二十七条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及並びに向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、都道府県知事の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

第二章 免許

第三条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（絶対的欠格事由）
第四条 言の者には、免許を与えない。

（相対的欠格事由）

第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者
- 二 精神病者又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者

（歯科技工士名簿）

第六条 都道府県に歯科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録、免許証の交付及び届出）
第七条 免許は、歯科技工士名簿に登録することによつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

3 歯科技工士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所（業務に従事する者については、さらにその場所）その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までにその住所の都道府県知事に届け出なければならない。

（免許の取消等）
第八条 歯科技工士が、第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 歯科技工士が、第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（聴聞）

第九条 都道府県知事は、前条の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をするることができる。

（政令への委任）

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び削除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。

第三章 試験

（試験の目的）

第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第十二条 試験は、第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審議会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審議会の委員に、試験の基準に関して、歯科技工士試験審議会を指導させることができる。

（試験事務担当者の不正行為の禁止）
第十三条 歯科医師試験審議会又は歯科技工士試験審議会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

（受験資格）
第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの。

（不正行為の禁止）

第十五条 試験に関して不正の行為があつた場合には、都道府県知事は、その不正行為に係る者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

（省令への委任）

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に関して必要な事項は厚生省令で、第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所に関して必要な事項は、文部省令又は厚生省令で定める。

第四章 業務

（禁止行為）

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

2 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七十二条第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

（歯科技工指示書）

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければならない。

（指示書の保存義務）

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

（業務上の注意）

第二十條 歯科技工士は、その業務

を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第五章 歯科技工所

(届出)

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項のうち厚生省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

(管理者)
第二十二條 歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならぬ。

(管理者の義務)
第二十三條 歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならぬ。

(改善命令)
第二十四條 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつ

て、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充填物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができ

(使用の禁止)

第二十五條 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基づく命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行うまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九條の規定は、この場合において準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六條 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、歯科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると

認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二十七條 次の各号の一に当該する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第一項の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十八條 次の各号の一に当該する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第八條第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十三條の規定に違反し、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十七條第二項の規定に違反した者

四 第二十五條の規定による処分を違反した者

第二十九條 第十八條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十條 次の各号の一に当該する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項の規定に違反した者

二 第十九條、第二十一條第一項若しくは第二十二條又は第二十三條の規定に違反した者

三 第二十六條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十八條第四号又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(特例技工士)
第二条 歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つてゐるもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上歯科技工の業務を行つてゐたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七條第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行ひ、又は第二十二條の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることができる。

2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3 前二項の規定により業として歯科技工を行うことができる者(以下「特例技工士」という。)については、第十八條及び第二十條の規定を準用する。

4 前項において準用する第十八條の規定に違反した者は、一万円以下

下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士が、第四條又は第五條各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九條の規定は、この場合において準用する。

6 前項の規定に基づく処分を違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

(試験の実施に関する経過措置)
第三条 昭和三十五年までは、第十二條第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二條第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

(指示書に関する経過措置)
第四条 第十八條の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、附則第二條第三項の規定にかかわらず、準用しない。

(特例技工所)
第五条 特例技工士が業として歯科技工を行う場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われない

ものを除くものとし、以下「特例技工所」という。及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二十五条の規定による処分を違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千元以下の罰金に処する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第五条第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八條 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 診療エックス線技師、歯科衛生婦、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及

び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十條第三号中「歯科衛生婦」の下に「歯科技工士」を加える。

○川崎國務大臣 理容師美容師法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく、理容、美容業は、国民の日常生活にきわめて密接した公衆衛生上重要な業務であります。近時理容所、美容所の増加並びにこれらの施設における従業者の漸増に伴い、施設に対する衛生措置の確保並びに開設者の従業者に対する業務管理が必要とせられるにいたりました。

で、現行法を整備して理容、美容業の適正な運営を期するため本法案を提案いたしました次第でありまして、改正のおもな点は次の通りであります。

第一点は、理容所、美容所の開設者がその施設を使用するに際しては、事前に都道府県知事の検査を受けその確認を得なければならないこととしたこととあります。従来、理容所、美容所を開設してこれを使用しようとする者は、単に都道府県知事に届け出るだけで行なってきたのであります。このような届出のみによつてはこれらの施設について十分な衛生措置を確保することが困難でありますので、使用前に検査を行い、もつて施設における衛生措置の強化を期せうとするものであります。

第二点は、理容所、美容所の開設者に対し、当該施設内で行う理容、美容の業務につきまして適正な管理を行わせるようにするとともに、その責めを

明らかにするようにいたしましたこととあります。現行法は、個々の業務を行う理容師、美容師に対してのみ衛生上の規制を行い、施設の開設者に対しては何ら業務に関する措置を考慮していませんのであります。これらの従業者に対する適正な業務管理を開設者に行わせることが特に必要となつて参つたのであります。よつて、開設者が当該施設内で無免許もしくは業務停止を受けた者に業務を行わせた場合、または当該施設内で業務を行う者が法定の措置を講じなかつた場合に、その施設の閉鎖を命ずることができるようになしたまはる。公衆衛生上の措置の確保をはかることとした次第であります。

第三点は、都道府県知事が免許取消し、業務停止または閉鎖命令の行政処分をするに当りましては、その処分を受ける者に弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えることとしたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御査議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

次に歯科衛生士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正のおもな点は、歯科衛生士が、歯科診療の補助に関する業務を行うことができることにいたしました点であります。

従来、歯科診療の補助に関する業務は、保健婦助産婦看護婦法によりまして、看護婦または准看護婦でなければ、業としてはならぬことになっておりました。歯科衛生士は、歯科医師の直接指導のもとに予防のために歯石の除去

あるいは薬物の塗布等の業務を行い、歯科医師の診療の補助の業務はできないことになっておりました。現実には非常に不便があらりましたばかりでなく、教育内容から見ても、歯科衛生士は、歯科診療の補助に關しましては、十分その能力を有するものと考えられますので、今回これを改正いたしましたのであります。

なお、これに伴つて看護婦または准看護婦の場合と同様に、主治の歯科医師の指示があつた場合のほか、診療機械を使用し、または医薬品を授与する等、歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないこととしたのであります。

以上の改正に伴い、歯科衛生士の免許は女子に与えるのを建前とし、これに伴つて名称を歯科衛生婦に改めることにいたしましたのであります。これは現在でも、歯科衛生士は、その業務の性質上、女子のみしかいないのであります。が、今回の改正により、従来看護婦または准看護婦のみに許された業務でも行うことができることとしたのであります。またその業務を行う者を女子とすることが適当となつたからであります。

なお、この点につきましては、保健婦助産婦看護婦法の例に準じ、附則において、男子たる歯科衛生士について準用規定を設けまして、例外的に男子でも歯科衛生婦と同様の業務を行うことができる道を開いておきましたのであります。

以上が、この法律案を提案するおも

摘になった通りでありまして、また将来、できれば全国民を対象にするものにまで発展をさせたい。もとより国民健康保険法自身が、健康保険の適用を受けざるすべての階層に対してこれを実施したいというのが、元来立法の趣旨でございまして、ただ、これが地方の財政等の事情によりまして実施をされない市町村等がありまして、非常な遺憾に感じておりましたので、でき得れば、これらが全部の市町村に漏れなく実施をされることを望んでおるわけでありまして、これを今日直ちに義務設置にいたしますことにつきまして、現に社会保障制度審議会におきまして、相当な御議論があった点でありまして、もしそういう方向にいくということになりますれば、私は決してけつこうでないとは思いませんけれども、なお検討を要すると思ひます。

しかし、それにかわるべき措置といたしましては、従来これに加入をしておらない市町村、ことに大都市が財政上の都合から参加をしておらないのは、はなはだ残念であります。もし東京都だけでも参加をしていただいておりますれば、もっとこの保険問題に対する国民の関心というものは高まっております。地方の市町村を中心に、零細な町村にのみ行われているということが欠陥でありまして、その意味では、私は東京都などは区議会でも部分的に取り上げてもらいたいというところを、個人的には申し立てような次第でありまして、名古屋では、最近あるいは実施の状態に立ち至るかもしれせんが、今日、まず勧奨して実施をさせたいという気持でありますので、なお義務設置の問題につきましては、いろいろ御議論はございまして、検討の段階であることを申し上げておきたいと思ひます。

○山下(参)委員 私、言葉が足りませんでした。直ちに義務設置をする意思があるかというのではなく、そういう問題に対して、私どもも今回修正案に直ちに義務設置をするというところを明記しなかつたゆえんも、今大臣の御答弁のような点を勘案してあるのであります。ただいまの大臣の、将来そういうことに進みたいという御決心だけであつて、進みたいと思ひます。

大臣も時間がございますし、本会議の時間もございますし、ほかの質問者もおりますので、残余は大臣でなくて、提案者及び事務局、政府委員に対する質問を留保いたしまして私の質問は終ります。

○中村委員 滝井義高君。○滝井委員 大臣にお尋ねしますが、今回この法律によつて赤字を解消しようとする部分は、これは法律が通らなければできないことですが、政府自身引き上げる保険料率の引き上げ、これは政府は、いつから実施される御所存でございますか。七月一日からでございますか。

○川崎國務大臣 保険料の値上げは、二十一日にすでに公布をいたしましたので、六月から取ることにはいたしましたのでございまして。

○滝井委員 大臣は、社会党が料率の引き上げを削除する法案を提出しております。これを御存じになっておりますか。

○川崎國務大臣 承知をいたしております。

○滝井委員 しかば、今回その法案の改正を提出しておるときに、何も一カ月を争つてそんなに六月からやる必要はなかつた。これは当然国会の意思を尊重するならば、待つべきだと私は思ふ。それを、社会保険審議会、社会保障制度審議会が反対をし、世論も反対をし、国会の意思もまだきまつていないものを、たとい行政措置でできるにしても、これをやることは、私は非常に不穩当だと思ふのです。しかも健康保険というものが、今国会における重大な問題として、しかも民主党内閣においても一番大事な公約の一つとして掲げられておるにおき、当然六月一日から引き上げをやることを待つべきだと私は思ふのです。もし、あなたの方でどうしてもやられるというならば、われわれはこの委員会に諮つて、これを議決しても阻止しなければならぬことだと思ひます。もう一回大臣の所見を伺いたしたいと思います。

○川崎國務大臣 この健康保険法の改正を提案いたしましたのは五月の末日でございます。それ以来相当の日数がたち、本日当委員会において本格的な御審議を開始していただくことに相なつたわけでありまして、すでに、委員会付託になりましたから相當に期間も経ておりますし、また本会議におきましても質疑応答を済ませ、この健康保険の赤字の問題については、政府としても重大な問題でありますから、なるべく早期に片づけたいという考え方をもちまして、国会に臨んでおることは御了承のことと思ふのであります。もし七月、八月ということになつて参りますと、その間におきまして、保険の料率引き上げを予定いたしましたことに非常な欠陥を生じます。一カ月におきまして三億以上の欠陥を生

じますので、本年の健康保険の収支の財政を考えますときには、これはそう長く待つわけには参らないのであります。従つて厚生大臣の権限といたしまして、国会内外の情勢を考え、健康保険の料率はとりあえず御了解をいただける会派も相当にあるように考えまして、また内面的にもいろいろ御意見を徴しまして、このような決定をいたしましたわけでありまして。

○滝井委員 とにかく国会に法案がかつておるわけですから、その法案の審議も、まだ今からやろうとして、ようやく全般的な提案理由の説明を聞いて、健康保険に関する限り、国会の意見というものは今日初めてわれわれは聞くという情勢なんです。それを行政措置でできるという大臣の方の一方的な権限で、国民に重大な影響を与えるその料率の引き上げを、世論の反対を無視してやられるというならば、私はそれは勝手にやつたらぬと思ふ。しかしそのかわり、われわれはあくまでもこの委員会が断固として反対をして参りたい所存ですが、大臣はあくまでもこれを撤回されず、強行されるおつもりであるか、もう一度お聞きしたいと思います。

○川崎國務大臣 滝井委員のお話の筋は、私も十分に了解できるところでございます。私十分には了解できるところでございます。今日、健康保険が当面しておる赤字の問題について、じつと日を追つておるわけには参らぬと責任者としては考えをいたしておるのではありません。従ひまして、この料率の引き上げにつきましては、国会でも本会議だけの審議でありまして、本格的な審議はまだ本日から開始をされたことであり、委員会に付託されただけ

のことはありますけれども、一方自由党との間には、御承知のごとき予算修正を伴う際におきまして、種々御審議申し上げた筋もございまして、しかして、国会内外の情勢、ことに社会保障制度審議会におきまして料率の引き上げというところに反対をせられませんでした。向きの中にも、標準報酬の問題からんで反対をせられておった向きもありまして、従つてそれらの情勢を勘案いたしますと、料率の引き上げは、とりあえずこれを断行することにそう御反対はないものというふうにも察せられます。反対をされた経済界等の方面におきまして、そういう御意思を承わつておりますので、私としては料率の引き上げを撤回いたすという気持は全然ございませぬ。

○山花委員 ちょっと関連質問で、ただいまの問題に関連いたしまして大臣に一言お聞きしたいと思ひます。健康保険が赤字でどうにも仕方がないの、国会の論議の最終結論を待つまで、国会の措置をとつた、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして、例のわが国における唯一の組合である駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○川崎國務大臣 駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○山花委員 ちよつと関連質問で、ただいまの問題に関連いたしまして大臣に一言お聞きしたいと思ひます。健康保険が赤字でどうにも仕方がないの、国会の論議の最終結論を待つまで、国会の措置をとつた、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして、例のわが国における唯一の組合である駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○山花委員 ちよつと関連質問で、ただいまの問題に関連いたしまして大臣に一言お聞きしたいと思ひます。健康保険が赤字でどうにも仕方がないの、国会の論議の最終結論を待つまで、国会の措置をとつた、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして、例のわが国における唯一の組合である駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○山花委員 ちよつと関連質問で、ただいまの問題に関連いたしまして大臣に一言お聞きしたいと思ひます。健康保険が赤字でどうにも仕方がないの、国会の論議の最終結論を待つまで、国会の措置をとつた、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして、例のわが国における唯一の組合である駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○山花委員 ちよつと関連質問で、ただいまの問題に関連いたしまして大臣に一言お聞きしたいと思ひます。健康保険が赤字でどうにも仕方がないの、国会の論議の最終結論を待つまで、国会の措置をとつた、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして、例のわが国における唯一の組合である駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○山花委員 ちよつと関連質問で、ただいまの問題に関連いたしまして大臣に一言お聞きしたいと思ひます。健康保険が赤字でどうにも仕方がないの、国会の論議の最終結論を待つまで、国会の措置をとつた、こういうお話でございますが、これに関連いたしまして、例のわが国における唯一の組合である駐留軍関係の組合が、これは大臣は十分御承知だと思ひますが、千分の五十程度ではとうていやっていけないというので、両社で千分の五十八の料率値上げをやつておられて、この問題について、当該組合からも大臣の方へたびたび折衝しておると思ふのであります。これがどうなつたか。自分の方は赤字で困るからびしゃつとやつてしまふ、他人の方はこれはどうでもいいというように聞えるのですけれども、一応どうなつたか伺いたいと思ひます。

○川崎國務大臣 駐留軍の健康保険組合の事情は、ただいま山花委員から御指摘のありました通り、今日まで料率を千分の五十として実施をいたしてきただけであります。これはわが国におきまして、健康保険組合の中では、おそらく最低の料率ではなからうかと感じます。今日この料率でまかなっていきけるわけはないのであります。従って、従来からも料率の引き上げその他福利施設の改善に關連いたしまして、駐留軍の健康の組合におきましては、非常に強い要求が、雇い主側であるところの駐留軍に対して、しばしば発せられておったのであります。しかるに、経過を申しますと長くなりますから、端折って申し上げますけれども、駐留軍におきましては、今までの駐留軍の健康保険組合の会計のやり方について、非常に合点のいかにないところがあるということを申しまして、種々の要素をあげて、料率の引き上げはもちろんのこと、問題をもとへ戻して、すなわち駐留軍健康の財政というものは、今後料率を引き上げてもまかない切れるものではないのかという切実な、その赤字の原因について、まあアメリカ人の持つ機械的な合理主義と申しますか、そういう面からの問題を判断いたしまして、むしろ駐留軍健康に對し、相当鋭角的な行動に出てこられたようでありまして、こういう問題を伏在したまま交渉をいたしておるものでありますから、なかなか交渉のうちにあかなくなつたのであります。駐留軍健康の両二、三年前の事情は、アメリカ軍から指摘をされるような部分も若干認めなければならぬ点もあったのではないかと思います、現在理事長が

交代いたしました以来、会計措置等も非常に改善されたようでありまして、今日では、アメリカ軍が千分の五十の料率に満足せしめておることはアメリカのためにもならぬということ、労働大臣を通じて強硬に意見を申し述べております。従って、労働大臣のものとあります。福島調達庁長官は、何としても千分の五十八に引き上げるといふことについて、駐留軍当局が反省をすべきであるということ、強力に申して、今日までジョイント・コミッティ等で相当な論戦をいたしました結果、去る十六日の会議では、やや千分の五十を引き上げるといふことについて、一時納得をしたかのとき情報もあつたのであります。しかし、その後またまた他の問題なども持ち出されてきて、必ずしも前途樂觀を許さぬ状態に立ち至つておるのであります。私はこれを座視するわけには参らず、労働大臣に申し出まして、君の権限の中で交渉をしておるのだけれども、雇い主側たるアメリカ軍と、それから労働組合の立場を擁護すべき労働省側の上で立つて、なおわれわれとしては健康保険の日本の事情からして、かような低率な保険料率を取つておいて、状態の非常に悪い健康保険組合を存続せしめておくわけにはいかにないから、従つて千分の五十八に引き上げること、納得をしなければ、政府側としてこれを認可する用意がある。もしこれが認可をすれば、当然千分の五十八を来月から要求されることになるが、それでもよいからということを通告いたしまして、最後の回答を待つておるわけでありまして。昨二十二日ジョイント・コミッティがあつたのであります、その

結果はまだ承知をいたしておりませんけれども、その結果いかんにかかわらず、来たる月曜日の午前中に、私は福島調達庁長官と同道いたしました。駐留軍参謀長を訪問予定になっておりまして、従来の経緯につきましては、多少駐留軍側に理屈もありまして、今日の段階といたしましては、当方の要求が合理的かつ最も正しいと信じておりますので、この旨をもつて最後の折衝に當りたいといふふうに考へておる次第であります。はなはだ詳細にわたりましたが、従来の経緯を申し述べた次第であります。

○山花委員 ただいま厚生大臣は、もしこれを許可するといふような氣概をもつて交渉に當る、こういうお答えでございまして、万が一きまらなかつた場合には、これを許可するといふ固い決意をこの委員会が表明されるまでお考へになっておるかどうか。

○川崎國務大臣 もとよりそういう方針に相なるとは存じますが、今日の段階といたしましては、駐留軍に對し反省を促し、当方の合理的な主張を納得をせしめることが、今日の最もいい表現方法であると思ひますので、この点はそういう氣持で折衝をするということに御了解を願ひたいと存する次第であります。

○山花委員 外交折衝で、いろいろむづかしい点があるだろうとは思ひますが、こちら側の考え方を正しく履行する、こういう見地に立つてやっていただきたいと思ひます。ただいま政府管掌の保険料の料率は、どうにも仕方がないから、国会論議の終結を待たずしてやる、こういうふうに言わ

れて、駐留軍の健康保険組合の關係に關しましては、千分の五十という、どこから見てもやつていけないような実情を万々御承知の上で、なおこれに許可を与えない厚生当局の態度は、私ははなはだしからぬといふふうに考へておるのであります。そういう含みをもつて今日の場合はやるより以外にない、こゝろ言われませんが、そういう含みも、うまく通ればそれに越したことはございせんけれども、万一通らなかつた場合の大臣の決意を、もう一度お聞かせを願ひたいと思ひます。

○川崎國務大臣 きわめて近い将来のことではあります、最後になお折衝の余裕も残つております。きつめて近い将来に、いずれかの断を下さなければならぬませんが、もし拒否をされるといふような事態になれば、当然の帰結は、先ほど申し上げた方針を具体化するといふことに相なりましようが、最後の折衝の期間が残つておりますので、これらについては、今日政府当局におまかせを願ひたいと思ひるのであります。

○山花委員 合同委員会は、月に二回しかないと私は記憶しておるのでありますが、月曜日に福島長官と一緒に訪問されて話し合ひをされる、こう厚生大臣は言われておるのでございまして、私はかたくそれを信用いたします。そして話がつかなければ、ただいま私に説明したように、厚生省としては断の一字でいくという決意を表明されておりますし、私は関連質問で滝井委員の質問のときあまり長いこと質問しておりますとかえつて妨害になりまして、この問題に關しては私は質問を終えたいと思ひます。な

お後日、しさいに質問をいたすことにいたしました、私の質問を終ります。

○滝井委員 今の大臣の保険料率の引き上げに對する説明では、納得がいきません。いずれ、これはあとで問題にして参りたいと思ひます。今も山花委員から御指摘があつた通り駐留軍關係は、早くから労働双方が引き上げを要請しておるにもかかわらず、日本に主権がある国家の、しかも主管の大臣が、いたずらに日本の組合の健康保険の許可さえも与えることができないといふ情ない態度である。しかも、弱い政府管掌の健康保険に關して、国会において労働者の党である社会党が修正案を出しておるにもかかわらず、それを無視してやるといふ大臣の態度について、私たちは非常に不満でございまして、いずれこの結果は、われわれは覺で十分相談をしてつけていきたいと思ひます。

次にお尋ねいたしますが、民主党内閣は、少くとも減税、住宅建設、社会保障制度を三大公約として、われわれに約束をされました。ところが、今回自民の予算修正によりましていわゆる減税六十七億を打ち出したのでございまして、その六十七億の減税を打ち出した中において、租税特別措置法の一部を改正いたしまして、いわゆる選択による概算所得控除というものを設けたのでございまして、概算所得控除といふのは、所得金額の五%、限度は一万五千元でございまして、これを所得金額から控除しようといふ、こういうものを新設しまして、いま一つは、今まで所得金額から控除せられておりました社会保険料の控除、医療費の控除あるいは雑損控除というものがあつた

たす予定になっております。しかしその社会保険企画庁の発足を得ていくわけにもいきませんので、その前提として、社会保険に関する長期計画を定める厚生省自体の機関は、部内に社会保障審議室とも称すべきものを設けたらよろうということでありまして、今日では名称を変更して社会保険企画室といたしたいと思っております。この社会保険企画室を厚生省組織令によって七月から設けたいという方針であります。ここにおいて、社会保険に関する諸統計、社会保険の白書というようなものを作成いたしまして、しかして後、社会保険六カ年計画を立案発して、表をいたす予定でございます。

○滝井委員 どうも私からぬことが多いです。現在行政管理局においても、社会保険の統合一元化の問題を取り扱っていることは、先般私がお本会で質問したときに、川島長官からそういう意向の表明がありました。政府としては、行政管理局において社会保険の統合一元化の問題をやっている。しかし、近く窓口の一本化については、もうすでに研究を大体完了している、こういう御答弁があった。今また川崎厚生大臣は、企画室というようなものを厚生省独自でやりたい。経済審議院においても、先般予算委員会の方

会科においていろいろそういう問題を尋ねたが、人口問題との関連においてそういうことをやられている。それから先般あなたは、内閣に少くとも社会保障企画庁というものを作らんだと言われる。こう考えてみると、一つの内

閣で、社会保険に關連する社会保障制度と申しますか、そういうものの総合的な研究をばらばらにやっておられる

のです。こういうことでは、また出てきた結論がばらばらになる。こういう各官庁でやっておられるものを、少くとも厚生省がやられるならば、これを統合して強力な社会保障制度に対する一元的な機関を打ち出していくという形をとらなければならぬと思うのです。

何か行政管理局との間に——大臣の方で経済審議庁は立案してくれという御意思でございしますが、行政管理局の方との関係はどうなっていますか。

○川崎国務大臣 広範にお答えをいたしたいと思ひます。これは社会保障企画庁ですべてを立案、計画をいたすことにいたしました。他のものが、たとえば市町村との関係で行政管理局も考えなければならぬ、地方自治庁も考えなければならぬというようなことが起ります。それは統合的に立案をいたしますものは、滝井委員の御質問はいろいろと多岐にわたりましたけれども、私は社会保障企画庁で一切のことを総合立案をいたす予定でプログラムを組んでおるのであります。ただ社会保障企画庁は、御承知の通り今年度の予算には現われておらぬのですから、それまでのつなぎはどうするか。つまり国会において将来の経済計画あるいは社会保障計画について御質疑があり、だれがこれにおいて責任を持つのかという

ことでありますれば、今日のところ、厚生省が社会保障に関するところの長期計画等については責任を持たなければなりませんから、一応社会保障の企画庁ができるまでは、社会保障企画室を厚生省の部内に設けて、しかしこれが立案に着手をいたしたいということとを申し上げたのであります。しかし

て経済審議庁あるいは行政管理局等であつておりますことは、それぞれ関係においてやっておることであつて、きつめて部分的なことでありませう。

○滝井委員 前段の御説明は、大体わかりました。まず厚生省で企画室というものを作つて、そうして今年予算がないので、来年くらいになるとそれが次第に発展的に社会保障企画庁というものになつていくのだ、こういうことはよくわかつたのですが、現在から

ば、行政管理局で近く窓口の一元化をやるのだということを本会議で御言明になつた、これは前の塚田長官の時代から、窓口の一元化をやらなければならぬということをお言ひしておりました。先般川崎厚生大臣と出席した本会議で、私の質問に対して、川島さんははっきり御答弁になつた。そのことについて、厚生省の局長さんあたりが知らぬということになつたら大へんなことですが、御存じないのですか。

○川崎国務大臣 今の経済企画庁のお話と、私の考え方はすべて同一であります。行政管理局の言われるのは、社会保障の窓口の統一ということであると思ひますが、私もやはり同様な意見を持つております。しかし、どういうふうに言われたかは知りませんけれども、社会保障を統合強化する、ことに一元化ということについては、われわれも邁進するものであります。それは、われわれは相当の前提も要り、手段も要ることであるから、これをもつて直ちに今統合強化をして窓口を一本にすることが本年度内にできるということ

は、なかなか困難だらうと思ひます。そのときの速記録を見てみないとわかりませんけれども、その趣旨において

は同じでございます。

○滝井委員 委員長、あとは次会に譲ります。

○中村委員長 次会は明二十四日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会